

高木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新たな広域連携についてであります。

このたび、国が示した「新たな広域連携」は、地方自治法に基づき、より簡素で効率的な相互協力の仕組みとして、連携協約を地方公共団体間で締結することとされており、本市は、「地方中枢拠点都市」として、この取組みにおいて中心的な役割を担うものであります。

備後圏域では、2年前から備後圏域連携協議会を設置し、防災協定、こども発達支援センターの共同運営など広域的な行政課題の解決などに向け、各市町で連携して取り組んできたところであります。

このたびの「新たな広域連携」は、この協議会の取組みの方向性と合致するものであり、今後とも、各市町の地域資源を十分に生かす中で、備後圏域の一体的な発展に向け、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積などに取り組んで参ります。

なお、道州制の導入等については、地方の意見を十分反映する中で検討していただきたいと考えており、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、国保行政についてであります。

まず、国保広域化についてありますが、このたびの国保基盤強化協議会の中間整理は、国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、国保が抱える財政上の構造問題の解決に向けた方向性が示されたものであり、抜本的な財政基盤の強化を通じて、将来にわたり安定的な制度運営が可能となるものと考えております。

なお、保険税率の算出方法等については引き続き検討されると伺っており、今後も動向を注視してまいります。

次に、保険税につきましても、これまでも財政調整基金の活用や一般会計からの基準外繰入れなど、財源確保を図り、被保険者負担の抑制に努めてきたところであります。

そうした中、財政調整基金については、急激な医療費の増加など不測の事態に備えるとともに、保険税の大幅な上昇を抑制し、安定した保険税水準を維持するためには、一定程度の保有は必要と考えております。

一般会計からの基準外繰入については、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担の公平性の観点からも課題と受け止めており、段階的な解消を図っているところであります。

引き続き、持続可能な財政運営を基本に、非保険者の生活実態を注視しつつ、国民健康保険事業の継続的安定運営に努めてまいります。

次に、税務行政についてであります。

まず、徴収業務につきましては、コンビニ納付や口座振替など、納付しやすい環境を整備し、自主納付の取組みを基本としております。

滞納整理にあたりましては、関係法令や本市の滞納整理方針などに基づいて、全庁統一して、電話や文書による勧奨や催告、また、特別な事情がある滞納者には納税相談を行う中で、納税に誠意を示さない滞納者に対しては、預貯金や不動産の差押さえを実施するなど、市民負担の公平性の確保に努めているところであります。

また、滞納処分にあたっては、滞納者の経済状況などを精査し、納付能力を把握、分析する中で、適正に実施しているところであります。

今後とも、市税に対する納税者の信頼を確保するため、納期内自主納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、公平かつ適正な税務執行に努めて参ります。

次に、外形標準課税の拡大についてであります。

法人税制改正に関連し、国において法人事業税に係る外形標準課税の拡大が議論されておりますが、現時点では、拡大の対象となる法人、税率、実施時期など、未確定であります。

引き続き、国の税制改正の動向を注視して参ります。

次に、土砂災害警戒区域の指定についてであります。

この指定の目的は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒区域における早期の避難体制を確立するとともに、特別警戒区域にあつては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造に対し規制を行う等、ソフト対策の推進を図るものであります。

本市といたしましては、広島県に対し、さまざまな機会を捉え、警戒区域の指定に向けた基礎調査の早期完了を要望してまいります。

次に、被災者への支援策についてであります。

本市の地域防災計画では、「被災者の生活確保に関する計画」に、災害弔慰金等の支給を定め、また、「生業回復等の資金確保計画」に、災害融資制度を定めているところであります。

さらに、被災の状況に応じて、市税や各種料金の減免制度も設けており、災害が発生した場合には、こうした制度を活用いただくよう、被災者への周知に努めてまいります。

次に、未着手の急傾斜地崩壊危険箇所の対象となる人家は、概ね、3,000戸であります。

高さ10メートルを超える急傾斜地については、県施行の国庫補助事業であり、高さ5メートル以上、10メートル以下の急傾斜地は、市施行による県補助事業として対策工事を実施しております。

これまでも、国、県に対し、事業実施の要望を行っているところであり、引き続き、国、県と連携して取り組んでまいります。

次に、土砂災害特別警戒区域内の家屋移転に係る補助制度としては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」があります。

この制度は、国と県及び市が移転者に危険住宅の除却と新たな住宅の建設に要する費用に対して、補助金を交付するものであり、本市においても、交付要綱を定めております。

次に、災害ボランティアに対する高速道路の料金無料化の手続きについてであります。

この手続きは、本人確認や車両確認を行うための措置であり広島市災害ボランティア本部からの証明書を持参し、市町村に申請するよう、広島県において定められているものであります。

本庁のみで行っていた、証明書の発行業務につきましては、これまで準備をしておりましたが、本日より、拠点支所においても、実施することと致しました。

なお、制度の期間延長につきましては、県において、被災地の状況を見る中で検討されると伺っております。

教育行政についてお答えいたします。

学校校舎の耐震化促進についてであります。始めに、耐震化計画の前倒しについてであります。学校施設の耐震化につきましては、本市の重点政策に位置づけ、計画的に取り組を進めているところであります。

耐震補強工事に当たっては、教室の通風や採光、運動場の利用など、子どもたちの学習環境や学校生活への影響をできるだけ抑えるよう最大限の配慮をする中で、学校現場や地域と、十分に協議や調整をしながら出来得る限りの工事を行っております。

今後においても、こうした状況も踏まえながら、「福山市立学校施設耐震化推進計画」を基本とし、Is 値や、地理的条件等を総合的に勘案しながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、耐震化が完了するまでの当面の安全確保策についてであります。

各学校において、それぞれの校舎の状況に応じて、避難経路の再確認、非難・誘導マニュアルの再点検、避難訓練の実施等を講じ、児童生徒の安全性の確保に努めているところであります。

次に、中高層建築物についてであります。

本市では、「福山市中高層建築物に関する指導要綱」を定め、建築主は近隣住民に対し、十分な説明を行うよう義務付けております。

なお、説明会の開催を求められたときは、これに応ずるよう建築主に指導しております。

また、建築確認申請は、建築基準法に基づく規定であり、指導要綱において、申請の取り下げを規定することは法的に困難であります。

利害関係に関する紛争を防止するには、建築主及び近隣住民が、相互の立場を尊重し、誠意をもって協議を行う必要があります。

今後とも、指導要綱に基づいて、建築主に対し、近隣住民と誠意をもって協議するよう、引き続き、指導を行ってまいります。

以上